芝浦工業大学 国際学生寮

学生寮入居のしおり

2025.3 改定版

Ⅰ. 芝浦工業大学 国際学生寮の概要

【国際学生寮理念】
文化交流と共同生活を通じて国際感覚と人間力を育成。

【国際学生寮の心得】
寮生活は、国籍・学部・学科を超えて同じルールの下で起居を共にする生活です。快適で有意義な生活を送るためには、各人がルールを守り他の人の立場を考えた行動が重要です。共同生活を通じて人間力を高め、社会で活躍する上で重要となるコミュニケーション能力を磨き、国際学生寮での生活を意義なものにしてください。

【寮の概要】
1. 名称および所在地
名称： 芝浦工業大学 国際学生寮（SIT GLOBAL DORMITORY）
所在地：〒337-0003　埼玉県さいたま市見沼区深作 868 番地 2

2. 施設・設備
単身用個室　123 室（31～32 室／2～5 階）

施設・設備名称	階数	詳細
居室（17 ㎡）（電気容量 30A）	2～5	ユニットバス（シャワー・バス、温水洗浄トイレ）、ベッド、マットレス、本棚、机、いす、整理棚、靴入れ、エアコン、LAN、インターホン、防災ヘルメット、ハンガーラック
コモンルーム	2～5	テレビ、いす、テーブル
シェアキッチン	2～5	IH クッキングヒーター、電子レンジ、電子ケトル、共用調理器具
ランドリー室（コイン式）	2～5	洗濯機（100 円／1 回）、乾燥機（100 円／30 分）
自動販売機	1	清涼飲料、スナック類等
多目的室	1	テーブル、いす、プロジェクター、スクリーン、PA
会議室	1	テーブル、いす
その他	1	戸別メールボックス、駐輪場、管理事務室、ゴミ置場、卓球台

3. 管理・収納業務

国際学生寮の管理および寮費の収納業務は、芝浦工業大学が委託する業者が行います。

委託業者：株式会社 共立メンテナンス　受託事業部

〒101-8621　東京都千代田区外神田 2-18-8

TEL：03-5295-7813　　FAX：03-5295-5908

4. 管理人室（1 階入口）

窓口対応時間　月～土 8:00～19:00（日曜・祝日 8:00~17:00）

管理人は館内（229 号室）に居住しています。緊急時は 229 号室のインターホンまたは下記電話番号に連絡してください。

TEL：048-686-8670　FAX：048-686-8671

緊急時：090-2974-4692

Email: d14225@mail1.dnet.gr.jp

5. 寮運営について

(1) RA（レジデント・アドバイザー）

寮には居室のある各階に、寮生の相談役として先輩学生が RA（レジデント・アドバイザー）として居住し、各フロアの運営を中心となって行っています。寮生は、管理人および RA から指示があった場合は、速やかにその指示に従ってください。

(2) フロアミーティングについて

各フロアで RA が中心となり、フロアミーティングを定期的に行います。掃除当番やゴミ出し当番を決める事もありますので、全員が参加しなければなりません。どうしても参加できない場合は、その理由を E メールで RA に知らせてください。

(3) 運営に反する場合

フロアミーティングへの不参加、寮のルールに違反した場合は、退寮措置の対象となる場合があります。処分は管理運営委員会で審議を行った後、大学から学生及び保証人に処分内容を伝えます。処分内容は以下の通りです。

ア）口頭による厳重注意

イ）始末書

ウ）期限付き退寮

エ）即時退寮

6. このしおりについて

(1)このしおりには皆さんが寮生活を送る上で守ってほしいこと、施設・設備を利用の上で注意してほしいことをまとめています。よく読んで遵守ください。

(2)このしおりは必要に応じて改訂されます。寮生は最新版のしおりに従っていただく必要があります。

7. 届け出書類一覧

詳細は管理人室へ問い合わせてください。

書類名	入手元	提出先	備考
入寮申込書	入寮者発表時の WEB サイト	メール返信	全寮生提出必須
誓約書	大学から郵送	入寮時 寮管理人	全寮生提出必須
キャンパスライフ 総合補償制度申込書	大学から郵送	ゆうちょ銀行 又は郵便局へ払込	全寮生提出必須
預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書	大学から郵送	寮管理人	全寮生提出必須
駐輪ステッカー申込書	大宮学生課	大宮学生課	自転車所有者 提出必須
紛失届	寮管理人	寮管理人	寮内の物品紛失時 (例：鍵)
連絡表	寮管理人	寮管理人	事故、盗難、 物品損壊など
多目的室・会議室使用届	寮管理人	寮管理人	30 日前から受付 イベント開催の際は「活動企画書」と共に提出
外泊届	寮管理人	寮管理人	事前に提出 (緊急時はメール可)
長期不在届	寮管理人	寮管理人	事前に提出
一時帰国届	寮管理人	寮管理人	事前に提出
諸行事等欠席願	大宮学生課	大宮学生課	事前に提出
面会届	寮管理人	寮管理人	1 階ホール及び多目的スペースのみ面会可
退寮願	寮管理人	寮管理人	退寮予定日の 30 日前迄に提出
鍵受領書	寮管理人	寮管理人	入寮時
入寮時確認書	寮管理人	寮管理人	入寮時

Ⅱ. 国際学生寮を利用するにあたって守るべき事項等（寮生心得）

1. 入寮と退寮

(1) 入寮を希望する学生は以下の条件をすべて満たさなければなりません。
ア）多国籍の学生との交流に興味があり、共同生活に強い意欲があること
イ）共同生活する上でマナーやルールを守ること

(2) 入寮希望者に対して選考を行います。

(3) 入寮を希望する者は、「国際学生寮入寮申込書」及び「誓約書」を大学に提出し、入寮の許可を受けなければなりません。

(4) 寮に入寮後速やかに、さいたま市見沼区役所（〒337-8586　埼玉県さいたま市見沼区堀崎町 12 番地 36／TEL　048-687-1111（代））にて住民登録をしなければなりません。

(5) 退寮時は、退寮予定日の 30 日前までに退寮届を管理人室に提出してください。退寮の申し入れ日から 30 日分の寮費を払うことにより、申し入れ日から起算して 30 日を経過する日までの間に退寮が可能です。

2. 入寮期間

入寮期間は原則 2 年以内です。

3. 入寮申込金・寮費

(1) 入寮申込金

入寮期間の長さに関わらず、寮費の 1 ヶ月分を入寮申込金として徴収し、退寮時まで預かります。

入寮申込金は、退寮時に復旧、修繕にかかる費用を除き返金します。

(2) 寮費（家賃）

寮費月額　35,000 円

月の途中で入寮または退寮する場合の寮費は、日割り計算します。寮費を 3 ヶ月以上支払わない場合は、入寮許可を取り消します。

退寮届を所定の期日（提出日・退寮日を含めて退寮予定日の 30 日前）迄に提出していない場合には、日割り計算による寮費の返金は行いません。また、日割り計算の結果 1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

(3) 寮費の徴収方法（銀行口座引き落とし）

寮費は、毎月 27 日に指定した銀行口座から自動的に引き落とします。入寮後 1 週間以内に指定書式で銀行名と口座番号を登録してください。原則 20 日までに登録を行うと、その翌月の 27 日（27 日が土日、祝日の場合は、翌営業日）から引き落としを行います。銀行引き落しが開始されるまでは、コンビニエンスストアで利用できる払込票（手数料が加算されます）が届きますので所定の期日までにお支払い下さい。

※　日本国内で銀行口座を開設できない留学生の取扱いについて
在留期間等の関係で日本国内に口座を開設できない留学生については、毎月届くコンビニエンスストアでの払込票で寮費等をお支払いください（手数料は自己負担）。なお、退寮時の精算は、入寮申込金から復旧、修繕費及び未徴収となっている電気代等を除き、退寮日に現金で返金します。

4. 光熱水費

寮の各居室には、水道、エアコン、ユニットバス、インターホンなどが設置されています。居室内で使用する電気使用料については寮生の負担となります。各室に設置されているメータにて計測し、寮費とともに請求します。

水道使用料は月額 1,000 円（税込）の固定です（日割り計算は行いません）。節水に心がけて使用してください。今後の使用状況によっては使用料を変更する場合があります。

5. 火災保険

郵送された申込書を使用して、個別に加入してください。

6. 電話

居室には設置されていません。管理人室に固定電話が設置されていますが、管理人が許可した場合以外に寮生は利用できません。緊急の場合を除き、管理人室では電話の取り次ぎを行いません。

7. 居室

(1) 居室は、入寮時に指定します。入寮後の居室の変更は原則できません。
(2) 居室の指定と同時に居室の鍵を渡します。この鍵は他人への貸与や、複製は禁止です。また、退去する際には必ず返却してください。
(3) 寮室及びコモンルームに寮生本人以外の者を入室、宿泊させることはできません。室内にある玄関扉開錠ボタンは使用せず、管理人室で手続きの上、面会してください。
(4) 居室の全部または一部を他人に貸してはいけません。
(5) 居室への爆発物等の危険物を持ち込むことはできません。また、灯油等の可燃物を利用したストーブやファンヒーターの利用は禁止します。
(6) 火災その他の災害を防止し、保健衛生に留意してください。
(7) 居室内の清掃を行い清潔に保つとともに室内の換気に心掛けてください。
特にユニットバス内トイレ・風呂の清掃は定期的に行ってください。また、居室の加工や模様替えをすることは許されません。室内換気を怠るとカビが発生する事があります。退寮時にカビがひどい場合は現状復帰費用を負担して頂く場合があります。
(8) 日常のゴミの処理については管理人の指示に従い、次の分類により所定の場所へ出してください。

もえるゴミ	生ゴミ・食品くず・発砲スチロール・革製品など
もえないゴミ	瀬戸物・鍋・ガラスくず・プラスチック製品など
資源物１類	びん・カン・ペットボトル
資源物２類	古紙類（新聞・段ボール）・繊維（古着・タオルなど）
有害危険ごみ	蛍光管・乾電池・スプレー缶など

※引越の際の粗大ごみや家電ごみなどの出し方は、さいたま市のホームページや各階に設置してある「家庭ゴミの出し方マニュアル」に詳細説明がありますので、参照してください。また、処分が有料なゴミは費用を入居者が負担します。

(9) 居室に備え付けの備品は貸与品となります。大切に使用してください。これらの備品を居室外に持ち出してはいけません。寮の設備・施設を破損・汚損した場合は修理に要する実費を請求します。
＊居室内のトイレットペーパー・リモコンの電池等の消耗品は寮生の費用負担で交換してください。

(10) 退寮する時は、居室内の清掃、備品の整頓を行い管理者の点検を受けてください。退寮に係わる標準的な費用は 11,000 円（税込）です。ただし、室内の汚れがひどい場合、あるいは傷などの場合には、清掃及び現状復旧（修繕）を行い、その費用を請求します。

(11) 寮では、シェアキッチンの個別収納を除き特別な倉庫は用意していません。各自の荷物は居室で管理してください。

(12) 寮生は、多額の現金・カード等を自室に残したまま外出しないでください。各自の責任において、貴重品は管理し、万一紛失しても管理者はその責を負いません。

(13) 居室内は土足厳禁です。

(14) 学生寮部分は２階～３階が男子、４階～５階が女子に分かれています。男子はコモンルームを含め女子フロアに入れません。

(15) 居室外(廊下及びバルコニー等共用スペース部分)へは、決して荷物を置かないでください。非常時の避難の妨げになるばかりでなく、荷物紛失等のトラブルになります。ゴミの一時保管も一切禁止です。ゴミは必ずゴミ置場へ運んでください。

(16) 居室にはインターホンが設置されており、非常用ボタンがついています。体調不良等の非常時や不審者侵入等の緊急時には非常用ボタンを押してください。管理人室でブザーがなり、管理人が駆けつけます。

8. 出入管理システム

正面玄関は 21：00 に閉門します。閉門時（21：00 から 8：00）は各自のカードキーを使い夜間通用口を使用してください。

なお、寮生が安心して生活できるよう、寮内には複数の防犯カメラを設置しています。

9. 外泊・一時帰国および帰省等

23：00 までに帰寮できない場合は、必ず電子メール等にて管理人室に連絡してください。また、外泊をする際には外泊届けを管理人室へ事前に提出してください。留学生が母国へ一時帰国したり、日本人学生が帰省したりする場合は一時帰国・長期帰省届を管理人室へ提出してください。

なお、無断で外泊や一時帰国した場合、また届出の日に帰寮されなかった場合は、安否確認の為に保証人等へ連絡を取る事があります。

10. 病気、けが等

急病やケガをしたときには、すぐに管理人室または RA（レジデント・アドバイザー）に連絡してください。また、伝染性の病気（インフルエンザ等）の場合は、感染防止の為に管理人の指示に従ってください。場合によっては室内からの外出を禁止する事があります。なお、AED(自動対外式除細動器)は 1 階ホールに設置してあります。

11. 掲示等の広報活動について

寮内の掲示板を利用する際は、管理人の許可を得た上で、指定された場所に掲示してください。無断で掲示を行った場合は、本人の承諾無く処分します。

また、各室のメールボックスに無断でチラシ等を投函する事も禁止します。この様な行為を発見した場合は配布物を廃棄するとともに、配布者に厳重注意を行います。

寮内における無許可の勧誘活動や広報活動（宗教の勧誘、他国に対する誹謗中傷、物品販売等）は禁止するとともに、指示に従わない場合は退寮の措置を取る事がありますので十分注意してください。

12. インターネット

各居室には LAN ケーブルの差し込み口が設置されています。インターネットの利用については入寮時に資料を配付しますので、必ず内容を確認してください。

13. 郵便物など

普通郵便は、各自の郵便箱に配達されます。また現金書留については、本人不在の場合には郵便局に戻りますので、不在連絡票の番号へ連絡し各自で引取りに行ってください。

小包および宅配荷物は各自で 1 階へ引取りに行ってください。置き配は自己責任での利用とし、配達当日のうちに引取ってください。大学・管理人は荷物の紛失に責任を負いません。

14. シーツなどの寝具（リネン）

居室にはベッドとマットレスが設置されています。シーツ、布団、毛布、枕、それらのカバーは各自で準備してください。マットレスに直接寝てはいけません。

汚損等が起きた場合には、マットレスの代金を請求します。

15. 自動車・バイク

本学では学生の自動車・バイク通学は認めていません。寮生についても自動車およびバイクの駐車場使用は認めません。

16. 駐輪場等

寮生は駐輪場を利用できます。ただし、以下の項目を守って下さい。

(1) 自転車の持ち込みは１人１台とします。

(2) 大学（学生課）で登録手続き（毎年 4 月に更新手続きが必要）を行った上で、自転車に駐輪ステッカーを貼付し、指定されたエリアの駐輪場に止めてください。所有者のわからない自転車は撤去します。なお、いかなる理由であっても、寮 内に自転車等を持ち込むことはできません。

(3) 自転車には必ず施錠を行い、盗難に注意してください。万一盗難や破損等があっても本学はその責任を負いません。

(4) 自転車の購入時には、「防犯登録」を販売店で必ず行ってください。

17. 集会・パーティなど

寮生が寮内で集会やパーティなどを行う時は、その責任者を定めて 14 日前までに企画書を学事・学生課に提出し許可を受けた上で、7 日前までに施設等利用届を管理人室に提出し、許可を受けてください。

18. テレビ受信・新聞等

寮生が、部屋でテレビを視聴する場合や新聞を購読する場合は、会社と直接必要な契約（NHK 受信料、有料放送）を行ってください。また、退寮する時は必ず契約解除と支払いを済ませてください。室内テレビ回線は、地上デジタル、BS、CS 放送に対応しています。

19. 災害予防

(1) 寮内での石油ストーブ、石油ファンヒーターの使用は禁止します。

(2) 寮敷地内（寮内全館、バルコニー、駐車場を含む）及び周辺での喫煙は禁止です。

(3) 日頃から非常口、火災報知機、消火器などのあるところを確かめておいてください。また、これらの器具等を非常時以外に使用したり、手を触れたりしないでください。

(4) エレベータは火災・地震発生時には停止するので、非常時は非常階段を使用して避難してください。

(5) 廊下等通路は避難上、物を置くことは法律で禁止されています。バルコニーにも物を置かないでください。

(6) 寮で年１回実施する防災訓練は全員参加が義務となります。止むを得ず参加できない場合はあらかじめ管理事務室に報告してください。

20. 居室内への立ち入り

寮を適正に管理・運営するために、以下に示す防災上の必要がある場合や安否確認の必要がある場合など、管理者・大学教職員が本人不在でも居室に立ち入ることがあります。

(1) 消防設備点検（年 2 回)。
(2) 漏水、漏電対策の清掃点検（不定期)。水漏れや異臭があった場合は緊急立ち入りを行います。
(3) 寮生の安否確認の必要ある場合。
(4) 客観的事実に基づき寮生がしおりの内容に違反していると推定される場合。

21. 迷惑行為の禁止

寮生は管理者、他の寮生および近隣住民に迷惑のかかる以下の行為を禁止します。これらを繰り返し行う等、悪質な場合は退寮となることがあります。

(1) 銃刀法や薬物関連法等、法令等に反する物（鉄砲、刀剣類等）または爆発性、発火性を有する危険物を製造または保管すること。
(2) 本寮の建物、設備および備品（配水管等を含む）を腐食または毀損させる恐れのある液体等を使用または保管すること。
(3) 他人の迷惑となる音量でのテレビ、オーディオ機器の視聴、楽器演奏を行うことや寮内で大声をあげるなどの騒音行為。
(4) 音楽等は、音量を抑えたり、ヘッドフォンを使用したりし、隣室とトラブルにならないように十分に注意してください。
(5) 階段･廊下･バルコニー等共用スペースへの物品の残置及び設置､看板の設置。許可された場所以外へのポスター等の掲示。
(6) 無許可のビラ・パンフレット等の印刷物の投函や配布および掲示。
(7) 各自の居室以外での飲酒。
(8) 寮敷地内（寮内全館、バルコニー、駐車場を含む）及び周辺での喫煙。
居室内で喫煙すると、壁紙やエアコンの内部がニコチン等で汚れます。こうした場合、退寮する際に壁紙の張替え費用やエアコンの洗浄費用などを請求することがあります。また、周辺道路も禁煙です。
(9) 暴力行為および賭博行為。
(10) 寮の建物・設備・寮室内の改造行為。
(11) 他の寮生および近隣住民に迷惑がかかると大学が判断した行為。
(12) その他、館内の安全、秩序、風紀または快適な共同生活を乱す行為。

22. ペットの飼育等の禁止

寮内での犬や猫、その他のペット（小動物・魚・爬虫類等）の飼育は禁止します。また、野良猫など近隣に生息する動物にえさを与えないでください。

23. 弁償責任

寮生は、理由の如何にかかわらず、寮内の施設、設備、物品等を毀損または紛失した場合には、弁償の責任を負います。

24. 退寮処分

寮生が以下の各号に該当する場合には、大学は寮生に対し退寮を命ずることがあります。退寮を命じられた場合は速やかに退寮しなければなりません。

(1) 寮費、電気代、水道代を 3 ヶ月以上支払わない時。

(2) 入寮申込金を、入居後 2 ヶ月を経過しても支払わない時。

(3) 本学学生の身分を失った時。長期にわたる休学または留学が許可され、学長が退寮措置を必要と認めた時。

(4) 寮の施設、設備、備品等の保全ならびに次の秩序維持の規程に違反した時。

ア）居室の全部または一部、もしくは鍵を他の者に貸与・譲渡した時

イ）居室を住居以外の目的に使用した時

ウ）居室および居室内の設備・備品に無断で工作を加えた時

エ）居室内で調理を行った時

オ）学生寮内に爆発物その他危険物を持ち込んだ時

カ）その他、しおりの内容に違反し、改善の余地がないと大学が判断した時

(5) 弁償の義務を履行しない時。

(6) 病気その他、保健衛生上の観点から学生寮の共同生活が難しい事情があると認められる時。

(7) 寮内での共同生活の秩序や風紀を著しく乱す行為があった時。

(8) その他、寮の管理・運営に著しく支障があると大学が認めた時。

25. 災害時（特に火災時）の避難心得

寮では災害時の対応の手順が決められています。下記をよく読み、災害時に備えてください。

(1) 出火に気づいた時は、大声で近くの寮生に知らせると共に管理人に通報すること。

(2) 発見が早く自分達の手で消火できると判断した時は、消火器等を使用し初期消火にあたること。又、消火器による初期消火が出来ない場合には屋内消火栓を用いて消火にあたること。

(3) 火勢の強い場合は、無理をして消火しようとせず直ちに避難すること。

(4) 避難の際は次のことに留意すること。

ア）冷静、敏速に行動する

イ）部屋を出る時は逃げ遅れている者がいないかを確認する

ウ）廊下、階段を通る時は、先を争って前の人を押すことのないよう注意するもし転倒者があった場合は、直後の者が手をあげて大声で止まれと指示し後続者は停止して待つ

エ）煙が多い場合は、ハンカチ、タオル（なるべく水にぬらしたもの）で鼻、口を覆い姿勢を低くして逃げる

オ）火炎に巻かれた場合は、上着や毛布を頭から被り、火炎の弱い方向へ逃げる

カ）避難場所としては、先ず地上をめざし、地上に降りることが無理と判断した場合に限り屋上に避難し、消防隊の救助を待つ

キ）防火シャッターが下りている時は、シャッターの横にとりつけてあるくぐり

戸をあけて避難する

ク）エレベータは火災・地震発生時には停止します。屋外階段及び屋内階段を使用すること。又、バルコニーには避難ハッチ等の避難器具はありません

ケ）地震の際は倒壊等の危険性の有無により屋外に避難しない方が良い場合があり、管理人の指示に従うこと

(5) 電気錠及び自動扉は、火災・地震時(震度 4 以上)・停電時はオープンとなるので予め場所を確認しておく事。

(6) 避難集合場所は、隣地のグリーンコートとする。

(7) 避難集合場所では管理人の指示に従って整然と行動しなければならない。

(8) 整列、点呼の指示があった時は、居住階・部屋番号順に整列し、RA が正確に人員、負傷者の有無を把握し、管理人に報告する事。

(9) 避難時の組織及び任務は別途定める。

Ⅲ．共用施設・設備等の利用の手引き

1. コモンルーム

コモンルームは、2～5 階までの各階にあります。コモンルーム内にはテーブル、いす、テレビが設置してあり、自由に使用できます。利用にあたっては、寮生全員の共用スペースですから、整理整頓に心がけてください。

また、戸締まり、不在時や昼間の消灯に注意する共に、特に、夏・冬の冷暖房空調機の使用時には、必ず最後に使用した寮生が電源を切るように心がけてください。

なお、コモンルームを大勢で貸し切って利用する場合は、事前に連絡表（施設等利用届）を提出し許可を得る必要があります。

(1) 利用マナー

コモンルームは常にきれいに利用するよう各人が心がけること。シェアキッチンを利用した際は、片付け、汚れた場合はふき取ってください。油汚れや、ゴミの放置は次に使う人の迷惑になるだけでなく、不衛生です。

(2) 利用時間等について

ア）利用時間：6：00～23：00

※時間外のテレビ視聴、調理はできません

ただし、宗教上の理由で、食事時間に制限がある場合は、上記時間以外でのシェアキッチンの使用を認めますが、他の寮生の迷惑にならないよう注意してください

イ）空調機利用

空調機の使用に当たっては省エネルギーの観点から下記のルールを厳守し、最終退出者が、電源を切ってください

① 夏季室温設定温度：26℃

② 冬季室温設定温度：22℃

※自動運転設定は使用しないでください

(3) 清掃について

コモンルームとシェアキッチン及びランドリー室は寮生が清掃です。フロア全員で協力しあって定期的に清掃を行なってください。なお、分担等は、フロア毎に決めることとします。

ア）シェアキッチン

① 流し場を水で洗い流し調理ゴミ（野菜クズ等）は、良く水切りをして、シェアキッチンにあるゴミ箱に捨てること（シンクに付着した、調理クズ等を洗い落とすこと）

② レンジ周りの汚れを各自準備したフキン等で拭き掃除すること

その際、串等は、シェアキッチンの専用回収ボトルに入れること

③ 調理時に床等を汚した場合は、利用者が責任をもって清掃すること

④ 週に１度以上、掃除機・モップ等により清掃を行うこと

（清掃用具は、各フロアにあります）

イ）コモンルーム

週に１度以上、掃除機・モップ等により清掃を行うこと

ウ）ランドリー室

①週に１度以上、掃除機・モップ等により清掃を行うこと

②洗剤等で洗濯機やランドリー室内を汚してしまった時は、使用者が清掃すること

③乾燥機のフィルターは掃除当番を決めて定期的に清掃すること

(4) ゴミ出しについて

シェアキッチンのゴミは寮生がゴミ置場へ運ぶルールとなっています。フロア全員で協力し合って下さい。フロアミーティング等で、ゴミ出しの当番を決める事になります。

なお、ゴミの分別については、さいたま市の「家庭ごみの出し方マニュアル」を参照してください。

ア）各階キッチンのゴミは、フロアの皆さんで責任をもって収集日の朝８時までに、各階備え付け台車で１Ｆゴミ置き場まで運び、分別して捨ててください

イ）各居室内のゴミは、分別して、１Ｆごみ置き場に各自持参すること

ウ）粗大ゴミは、入居者が責任を持って廃棄すること

エ）各自のゴミは、廊下やベランダ等の共用部には置かないこと

(5) 盗難等について

各居室及び共用スペース等（シェアキッチン・コモンルーム・ランドリー室・１Ｆ共用スペース）での、私物の紛失・盗難及び破損等については、大学は責任を負いません。

2. ランドリー室

ランドリー室は、2～5 階までの各階にあり、コイン式洗濯機と乾燥機が備えられています。寮生全員が心地よく利用できるようにルールを守って使いましょう。

(1) 利用料金

洗濯機	100 円／１回利用
乾燥機	100 円／30 分

(2) 利用時間以外は洗濯室の室内灯は消灯し、節電に協力してください。

(3) 洗濯が終了する時間には必ずランドリー室へ戻り、速やかに洗濯物を取り出してください。（30 分以上放置されている場合は、本人の許可なく取り出される事がありますのでご注意ください。）洗剤や洗濯物入れ等の私物は置かないでください。

(4) 衣類以外は洗濯しないようにしてください。靴等の硬いものは洗濯機が傷むので洗わないでください。

(5) 汚れのひどいものなどは、一度バスルームで下洗いする等してから洗濯すること。

3. シェアキッチン

(1) シェアキッチンは 2～5 階の各階にあります。寮生は自分の階のシェアキッチンを使用してください。また、シェアキッチンは寮生全員が心地よく利用できるよう常に清潔に使用してください。油汚れや吹きこぼれ等の汚れは清掃し、後から使う人に迷惑がかからないようにしてください。

(2) 共用の調理器具（電子レンジ、オーブン、電気ポット、鍋）について

備え付けキッチンには電子レンジ、オーブン、電気ポット及び鍋があります。
自由に利用できますが、居室等へ持ち出すことはできません。

ア）電気ポット･･･お湯は利用後に補充するようにしてください。

イ）電子レンジ、オーブン･･･使用後庫内を速やかにふき掃除してください。

(3) IH ヒーター、電子レンジ、オーブンなどの電気器具の使用中は、その場所を離れないでください。また、使用後は必ず電源を切ってください。

(4) キッチンの備付けコンセントについて

ア）キッチンのコンセントは、調理をするためのコンセントです。目的以外に使用（携帯充電等）しないこと

イ）炊飯器を利用の場合、ご飯が炊けたら速やかにコンセントを抜き、場所を空けること

ウ）たこ足配線はしないこと（ブレーカーが落ちる原因になります）

(5) 料理方法について

火災の危険がある、てんぷら料理や煙が大量に発生する料理は禁止します。
調理等で発生したゴミは必ず分別して、定められたゴミ箱に捨ててください。

(6) 流しについて

キッチンの流しにはディスポーザー（生ゴミ粉砕機）は備えていません。生ごみを排水口に流さず、よく水を切って捨ててください。

(7) 消耗品について

食器洗剤や台ふき等は、全て個人毎に準備し、個人で管理してください。キッチンに置いたままにして紛失等があっても、大学は責任を持ちません。

(8) 個人の持ち物について

食器、炊飯器等の個人の持ち物はシェアキッチン内にある個人収納スペース以外には置かないでください。

4. 各施設の利用等

共用施設を利用する時は、他の寮生に迷惑とならないよう十分注意してください。また、共用施設に備えつけの設備・備品は破損、汚さないよう丁寧に使用してください。各施設の利用時間は、原則下記のとおりです。
多目的室・会議室を利用する場合は事前(30 日前から前日まで)の予約が必要です。
使用目的によっては利用できない場合がありますので、管理人にご相談ください。

施設名	利用時間
シェアキッチン	6：00～23：00
コモンルーム	6：00～23：00
ランドリー室	6：00～23：00
多目的室・会議室	8：00～23：00　※

※19 時以降の利用は、寮生のみでの勉強や打ち合わせに限って許可。許可の場合、責任をもって鍵を管理し、翌日寮管理人に返却とする。

コモンルームをはじめとする共用施設に私物を放置しないでください。

5. 自動販売機

学生寮 1 階ホールの自販機置場には清涼飲料水やスナックなどの自動販売機を設置しています。

6. 鍵

学生寮では、カードキー（学生寮入口、通用口）とシリンダーキー（居室、および 4 階・5 階入口）を使用します。以下の点に注意してください。各鍵とも取り扱いに注意し、退寮の日まで各自責任を持って管理してください。

万一、鍵を紛失したり破損したりした場合は、すみやかに管理人室に報告してください。鍵の紛失等の際には紛失届を学生課に提出し、鍵の再発行を受けてください。

(1) カードキー

学生寮入口に使用します。他の磁気カードと一緒にお財布等に入れてカードリーダーに当てると、反応しない場合があります。また、カードに強い力が加わると破損する恐れがあります。

なお、カードキーを紛失等した場合、再発行手数料として 3,000 円を申し受けます。

(2) シリンダーキー

居室の扉は各自に渡される鍵で解錠できます。鍵は入居者に対し 1 本を貸与します。また、貸与された鍵は、絶対に他人に貸与したり、鍵の複製を作成したりしないでください。

なお、シリンダーキーを紛失等した場合、再発行手数料として 10,000 円を申し受けます。

以上